

轉輾セシト云フコト能ハズ租稅ノ轉輾ハ租稅ノ結果トハ同一物ニアラズ此ノ金剛石購求者ニ關シテ眞實ナル事項ハ生産ノ目的以外ニ消費スル者ニ對シテモ亦常ニ眞實タリ故ニ租稅ガ無限ニ分配セラル、コトハアリ得ベカラザルナリ。生産者トシテ相當ノ租額ヲ消費者ニ轉輾シ得ル條件ハ其ノ物ヲ以テ他物ヲ生產スル爲メニ購買又ハ消費シタルトキニ限り發生ス而シテ發生シ得ル條件ハ常ニ必ズシモ現實ノ事實ニアラズ或ル生産者ノミガ——是サヘモ一定ノ事情ノ下ニ於テノミ——租稅ヲ轉輾シ得ル如ク消費者此ノ點ニ於テハ生産者トシテ見ルコトヲ要スノ二三者ノミガ租稅ヲ他ニ轉輾シ得然レドモソレ只ダ租稅ノ一部分ノミ故ニ租稅ガ一般ニ分配セラルトノ說ハ租稅ガ總テ全社會ヲ通ジテ均一ニ分布セラル、コトヲ主張スルト又ハ終ニ租稅ハ或ル一階級ノ負擔ニ歸スルコト免ルベカラズト主張スルトヲ問ハズ不通ノ說タリ。

第八章 結論

余輩ハ此處ニ研究ヲ終結シ租稅轉嫁ノ理論ガ租稅制度ノ制定ニ從事スル政治家ニ何物カ寄與スル所アルヤ否ヤヲ見ントス吾人ノ研究ハ實際上ニ如何ナル結果ヲ呈スルヤ實行スペキ租稅制度ヲ制定スルニ當リ轉嫁論ハ如何ニ重要視セラルカ

吾人ハ先づ轉嫁論ニ樂觀主義ヲ容ル、ノ餘地ナキヲ見タリ立法者ガ久シク行ハレタル租稅ハ總テ善良ナル租稅ト成ルノ理由ニ依リテ租稅制度ノ改革ニ耳ヲ掩フハ正當ニアラズ租稅ハ賦課方法ノ如何ニ拘ハラズ結局ハ全社會ノ負擔ニ歸スベシトノ前定ニ基キ新財源ハ其ノ種類ヲ問ハズ盡ク喜ンデ之ヲ採ルガ如キコトヲ敢テスベキニアラズ、租稅ハ總テ各人ノ負擔ニ歸ス、從テ正當ナリトノ原理ハ租稅ハ總テ生産費ノ一部ヲ成スモノナリト前提スルモノナルガ故ニ正當ニアラサルノミナラズ進ンデ生産者ト消費者トノ關係ノ存在セザル人若シクハ財產又ハ收入ニ課スル租稅ノ存スルガ故ニ眞理ナラズ假ヒ租稅ハ盡ク生産費ノ一部ヲ成スモノナリトスルモ租稅ノ公正ナルヤ否ヤヲ見ル唯一ノ標準タル租稅力ニ比例シテ消費者ニ轉輾スルモノト云フコト能ハズ若シ總テノ租稅ガ眞實各人ノ負擔

ニ歸スルモノナラバ租稅ハ各人ノ出費ニ比例スベシ而モ此ノ出費ハ課稅ノ基礎トシテハ最モ不公平ノモノタリ然レバ轉嫁論ニ關スル樂觀說ハ第一一般分布說ハ事實ニアラザルコト第二假リニ之ヲ實現ストスルモ不公正ノ源因ヲ成スコトニヨリテ排斥セラルベキモノナリトス然レバ立法者ハ其ノ最モ平易ナル方法ニ依賴シテ其ノ本然ノ義務ヲ免ルルコト能ハザルモノトス

反之又悲觀說モ不可知說モ理由アルモノニアラズ或ル論者ハ如何ナル租稅モ其ノ終局ノ結果ハ豫見スルコト能ハザルモノナルガ故ニ一定ノ方針ニ依ル租稅制度ヲ立ツルハ無用ナリト論ズト雖其ノ绝望セル態度ノ誤レルハ既ニ之ヲ論ジタル成ル程直接稅ト間接稅トノ區別ハ所謂直接稅ノ多數ガ所謂間接稅ト同一方法ニ依リテ他ニ轉帳スルガ故ニ大ニ其ノ價值ヲ減ジタリ而シテ日常ノ談話ニ於ケル直接稅ト間接稅ノ區別ハ亦實際ニ於テ立法者ノ胸中ニ存シ立法者ハ第一次ノ納稅者ヲシテ負擔セシメント欲スルモノヲ直接稅トシ第一次ノ納稅者以外ノ何人カニ負擔セシメント欲スルモノヲ間接稅トスト雖而モ立法者ノ此ノ計畫ハ實際ノ結果ト一致セザルガ故ニ吾人ハ其ノ用語ヲ變更スルカ然ラザレバ今日ニア

リテハ二者ノ區別ハ殆ンド其ノ價值ナシトスルコト已ムヲ得ザル所ナリ租稅ガ單ニ直接稅ト稱セラルル事實ノミニテハ其ノ轉帳セザルコトヲ示スモノニアラザルト同時ニ前來ノ研究ニヨレバ一般ノ趨勢ハ明カニ一定セルモノアルガ如シ租稅轉嫁ノ一般趨勢トハ何ゾヤ吾人ハ便宜上之ヲ四項ニ分類シテ述ベントス第一、總テノ課稅物體ハ之ヲ財產ノ點ヨリ觀察スルヲ得又收入ノ點ヨリ觀察スルヲ得今財產ノ點ヨリ見ルトキハ收入ヲ生ズル財產ニ不均ニ課稅スルカ又ハ或ル種類ノ財產ニ限リテ課稅スルトキハ之ノ租稅ハ社會全般ノ負擔ニモ歸セヌ又將來ノ所有者ノ負擔ニモ歸セズ只ダ租稅ヲ賦課セラレタル時ノ所有者ノ負擔ガ變更セラルトキハ常ニ其ノ作用ヲ現ハシ此等ノ場合ニハ其ノ租稅ハ前轉スルコトナク其ノ結果ハ善惡トモニ其ノ當時ノ所有者ニ歸スルモノタリ資本還元說ハ收入ヲ生スル財產ニ不均ニ課稅セラルトキハ不均一課稅ノ弊害ヲ倍加シ若シ負擔ノ終局ノ均一生ジ得トセバ不幸ナル現在所有者ガ其ノ不公平ノ負擔ヲ支拂フコトニヨリテノミ生ズルモノナルヲ教フ

第二、課稅物體ヲ收入ノ點ヨリ見ルトキハ課セラレタル租稅ガ必ズ其ノ者ノ負擔ニ歸スルモノ二種アリ即チ經濟上ノ地代及純益是ナリ若シ兩者ヲ包含スル語ヲ用ユルヲ便トセバ經濟上ノ剩餘ト稱スベシ此ノ剩餘ニ課スル租稅ハ決シテ他ニ轉帳スルコトナシ剩餘ハ生產費ノ一部ヲ成スモノニアラズシテ生產ノ行程ノ終了シタル後生スル結果ナレバナリ故ニ相續贈與、投機ニ依ル收得等ハ剩餘ノ一部純益ノ一部ナルヲ以テ之等ニ對スル租稅ハ決シテ轉帳スルモノニアラズ若シ經濟上ノ地代及純益ノミニヨリテ其ノ收入ヲ成ス階級アルトキハ立法者ハ租稅ヲ直接ニ又ハ間接ニ納メシメントスル一般ノ政策ニ從ヒテ此等ノ階級ヲ他ト分離シテ或ハ課稅外トシ或ハ課稅スルコトヲ得ベシ

第三、之等ノ外總テノ租稅ハ生產費ノ一部ヲ成スヲ以テ終ニ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルマデハ轉帳スルノ傾ヲ有ス故ニ租稅ハ純益ノミニ課シ又ハ貨物ニ對シ課稅スペシトノ結論ニ到達スベシ——而シテ貨物ニ課スルトキハ幾多ノ徑路ヲ經テ純益ノ負擔ニ歸スベキモ純益收得者ハ之ヲ知ルコトナシ又勞銀ニ對スル租稅ハ生產費ノ一部ト見ルコトヲ得從テ斯ノ租稅ハ勞銀ノ負擔トナラズシテ純

益ニ轉嫁セラルベシ

此ノ結論ハ先ニ「絕對理論」ノ章ニ於テ論シタルト同一ノ原理ニ基クモノニシテ資本及労力ハ完全ニ移動シ得經濟的人(economic man)ガ統治スル孤立ノ社會ニアリテノミ始メテ眞理タリ得ベキモノニシテ社會ノ實際ニ於テハ斯ノ如キ傾向ハ「經濟上ノ摩擦」ト稱スベキ反對ノ傾向ニヨリテ障害セラル土地ニ課スル租稅ハ國際間ノ關係ト土地ニ投ジタル資本ノ移動絕對ニ不可能ナルトニ依リ納稅者ノ負擔ニ歸シ他ニ移轉セサルノ傾向ヲ示シ勞銀ニ課スル租稅ハ其ノ賦課如何ニ巧妙ナルモ労働者ノ生活ノ標準ヲ高上セシムルコトナク寧ロ之ヲ低下セシムル結果ヲ呈シ家屋賃借者ニ課スル租稅ハ家屋所有者ノ負擔ニ歸スルコト必ズベカラズ其ノ他既ニ論シタル所ノ如シ

第四、然リト雖吾人ハ收入ノ種類ト社會上ノ階級トハ之ヲ區別スルヲ要ス經濟上ノ剩餘純地代及純益ハ或ル特定人ノ全收入ヲ意味スルモ他人ノ收入ハ毫厘ダメ意味モルモノニアラズ吾人ノ既ニ指示シタル如ク租稅ガ一ノ階級ヨリ他ノ階級ニ轉帳セラルルトノ事實ノミニテハ租稅ハ一階級ノ各個人ヲ甚ダ不均一二壓

迫セザルコトヲ示スモノニアラズ故ニ吾人ノ觀察點ヲ社會上ノ階級ヨリ個人ニ
變更シテ觀察スルトキハ間接稅ガ結局社會ノ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルヲ理
由トシテ之ヲ最良ノ租稅ナリトナスノ說ヲ認ムルヲ能ハザルニ至ル何トナレバ
間接稅ガ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルハ個人ノ生產的消費ヲ經テ始メテ然ルナ
リ即チ生產者ト消費者トノ關係ヲ再ビ起スベキ消費ヲ經テ然ルナリ然レドモ既
ニ示シタル如ク總テノ消費ハ盡ク生產的消費ニアラズ一般ノ消費ニ課稅スルト
キハ何レノ社會階級ニアリテモ財產比較的ニ少クシテ勤勞收入比較的多キ者ニ
一層重ク課セラルモノナルヲ以テ課稅ノ標準トシテハ消費ハ最モ不公平ノモ
ノナリトス

故ヲ以テ轉嫁論ノ立法者ニ與フル注意ハ課稅ノ結果ヲ稍正確ニ豫見シ得ル租稅
ヲ選擇スペシト云フニアリ即チ殆ンド轉帳スルコトナカルベキ租稅ヲ採用スル
カ或ハ又之ト反對ニ全部轉帳セラルヘキ租稅ヲ採用スルニアリ前者ハ獨占純益、
相續又ハ一定ノ形式ヲ有スル財產及所得ニ課スル租稅ヲ包含シ後者ハ輸入稅ノ
形式ヲ取レル商品稅或ル種ノ消費稅及免許稅又ハ總收入ニ課スル會社稅ヲ包含

ス立法者ニシテ社會上ノ或ル階級ニ直接ニ負擔セシメント欲セバ前者ニ屬スル
租稅ヲ採用スペク若シ識ラズ識ラズノ間ニ租稅ヲ負擔セシメント欲セバ後者ニ
屬スル租稅ヲ採用スルヲ要ス而シテ其ノ何レカニ屬スル一種ノ租稅ニシテ國家
ノ經費ヲ支フルニ充分ナラサルトキハ立法者ハ其ノ轉嫁スルヤ否ヤ不確實ニシ
テ立法者ノ意思ガ稅法實施ノ曉ニハ實現セラレサル租稅ニ依ルノ已ムナキニ至
ルコトハ往々實驗スルガ如シ

故ニ租稅轉嫁ノ原則ハ租稅制度ノ計畫ニアリテハ重要ナルモノナリト雖決シテ
最後ノ忠言ヲ爲スモノニアラズ轉嫁アルガ爲メニ租稅ノ公正及平等ノ原則ハ不
必要トナルモノニアラズ轉嫁ニ關スル樂觀說モ悲觀說モ又不可知說モ既ニ主張
スルコト能ハズ財政ノ研究者ハ豫定シタル絕對法則ノ自働作用ニ依頼スルコト
ナク衡平課稅ノ法則ヲ研究シ經濟上ノ公正ノ原則ノ要求ヲ充タス公收入ヲ撰定
スルニ努ムルヲ要ス而シテ其ノ之ヲ爲スヤ轉嫁ノ原則ノ指導ヲ待タザルベカラ
ズ此ノ指導ニヨリテノミ正當ニ決定セラルルヲ得ベシ故ニ租稅轉嫁ノ法則ハ經
濟上ノ公正ノ原則ノ研究ヲ補助スルモノニシテ決シテ之ニ替ルモノニアラズ彼

3330
2

三八〇

ノ 轉嫁論ハ財政學ニ對シ最上級ノ天使ニアラズ又最上ノ惡魔ニモアラズト云ヘ
ルハ當ヲ得タルモノトス

租稅轉嫁論 終

譯者 關口健一郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發行者 大橋新太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷者 石川金太郎

株式會社秀英舍



明治四十二年五月十五日印刷
明治四十二年五月十八日發行

定價金壹圓貳拾錢

論嫁轉稅租

明治四十二年五月十五日

印 刷

書

版

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

社

發兌元 博文館

東京市日本橋區本町三丁目
振替貯金口座第二百四十番

◎帝國百科全書中政治法律經濟書類

各編洋裝菊判 紙數一冊三百頁以上

定價 並製一冊金四拾錢 郵稅金八錢
特製一冊金五拾五錢 郵稅金拾錢

東京市日本橋區本町 博文館發行

振替號金口座二百四十番

政治學

南弘君編述 法學士

政治學

森山守次君著 法學士

政治學

津田欽一郎君著 法學士

本書は政府の基礎的原則と其政府が企圖し、割策すべき實際的行動の方針を明白ならしむべき特殊の觀察を以て編せり、故に其論する所務めて偏執の空論を避け、全然道理と經驗とによりて有用の構成的政略を提示し、精確の譯穩健の文讀者をして容易に政治學の何たるを了解せしむ

政治史

近時我邦史學の研鑽頻に勃興し其書半に汎し棟に充つ然も政治的活動を論じて天下の治亂興廢の因て來る所を明にしたるもの少し森山法學士夙に茲に意あり此書筆を十九世紀に起し専ら力を最近政史に用ひ事實の精確と議論の明晰とを期すること大なり天下の政治家たるもの豈一本を座右に備へずして可ならんや

政治史

森山守次君著 法學士

政治史

永井惟直君著 法學士

政治學史の編述は學者の最大難事なるを以て學術の淵源たる歐米にすら未だ其良著あるを見ず我國に一部の政治學史を出さる亦怪しむに足らざるなり本書の著者我館の需に應じて此至難の事業に從ひ卒先遂に其稿を脱す要を提げ玄を鉤し繁簡布置其便宜を得たるは著者の最も勞せし所にして而して又讀者の非常に便宜な感ずる所たり加ふるに筆力雄健文に彩あり字に味あり讀み去り読み來り興趣湧くが如し志士の座右一本を缺くべからず

日本帝國憲法論

田中次郎君著 法學士

政治史

岸崎法學士著 法學士

議會及政黨論

菊池學而君著 法學士

政治史

中村法學士著 法學士

國家學

南弘君著 法學士

政治史

三浦菊太郎君著 文學士

▲緒論○第一章 國家の觀念○第二章 統治權又は主權○第三章 國體及政體▲第一編 帝國議會○第一章 總論○第二章 議會制度の沿革○第三章 議會の性質及び國法上の地位○第四章 議會の組織○第五章 議會の職權▲第二編 ○第一章 選舉○第二章 少數代表○第三章 選舉の方法▲第三編 ○第一章 總論○第二章 政黨の目的○第三章 政黨内閣論

本書は第一編に於て憲法法理の概念を詳にし、第二編に於て各條を講じ、而して每章更に緒論を設け各條に精神、釋義、解義の三を置き、以て充分に立法の趣旨を明かにせり。世の爲政家たり、政治家たる者は勿論、受験學生の一度之を繙かば、大に得る所あるべきを信ず。

世界國家を談ずるもの多きも、國家の何物たるか知らざるもの滔々皆是なり、眞の政治は國家觀念の精確なるものに非ずんば之を了解する能はず眞の愛國心は亦國家の意義及其組織に會得するより生ず本書は之が源叢を極め國家の意義及其組織を實地國政に參與せらるゝ内閣書記官の編述に係るものなれば一般讀者に了解の便を與ふること言ふ俟たず

支那法制史

淺井虎夫君著 文學士

政治史

岸崎法學士著 法學士

政治地理學

法學士 山本信博君著

本書は筆を國家の觀念に起し以下國家の種類、政體、君主、國務大臣、議會、司法、財政、軍務、教育、人口、屬地等の各章を設け其各題目の下に於て各國に關し明細なる記述をなし且つ筆端過る所國法學、政治學、財世學、經濟學、行政法學、國際法學等の論議を試みたるものにして、僅々三百有余頁の小冊子に過ぎずと雖も、亦以て地球上に於ける人文の配布を描寫したる一大地圖書たり。

國際公法

北條法學士著

國際公法は、國交際上の條規を定むるものなり、凡そ國の交はる、平時に將た戰時に、皆條規に依遷ざるべからず。此書は簡潔なる筆を以て、複雜なる條規の解剖に從ひ、微妙の法理を發現せるもの、帝國臣民は國際公法の良顧問を得たるを祝して、之を歡迎せざるべからざるなり。

國際私法

法學士 中村太郎君著

内地雜居の制行はれてより外人の内地に來るもの、邦人の外國に赴くもの、日を逐ふて頻繁となり隨て彼我交渉問題亦昔日の比に非ず、今にして之を研究する急務にあらずとせんや、本書は諸問題を捉へて説明すること丁寧親切類書中其比を見ずといふも敢て過言にあらざるなり。

最近外交史

法學士 原田豊次郎君著

目次○維納列國會議○神聖同盟○反動時代○希臘の獨立○クーリミヤ戰爭○伊太利統一○普佛戰爭○普墺戰爭○露土戰爭○伯林列國會議○三國同盟○露佛同盟○中世亞細亞問題○西米戰爭○合衆國○獨立殖民政策○歐洲國際の新局面○日清戰爭○日清戰役後の韓國問題○全上清國問題○最近絶東問題

行政法汎論

法學士 小原新三君著

著者は現に立法及び行政の二要部に在り且つ行政法に關し教鞭を私立學校に取らるゝもの數年夙に博識にして見地の卓拔なるを以て名あり而して文章は先生の最も得意とせらるゝ所本書の行政法理を論するは恰も快刀亂麻を斷するが如きものあり學者せり著者の行政法學上に於ける學識と見識とに關しては世既に定評あり苟も我行政の實體と理論とを知らんと欲せらるゝ士は一本を座右に備へられたし

行政法各論

法學士 小原新三君著

本書は行政法汎論の著に次て著者が稿を起されたるものにして各部行政上の活動に關するあらゆる一切の法理はすべて最新行政法學上の見地に依り從横に論断し解説し以て法の精神を闡明せり著者の行政法學上に於ける學識と見識とに關しては世既に定評あり苟も我行政の實體と理論とを知らんと欲せらるゝ士は一本を座右に備へられたし

刑事訴訟法論

法學士 溝淵孝雄君著

訴訟の勝敗は主張の曲直に於けるよりも手續に通せざると否とに關すること頗る大なり著者多年大學に在りて斯學の研鑽に勉め而も今は檢事の要職に在り身親しく斯道の運用に當るの人複雜の規定を説くに簡潔の筆を以てし議論明確序次整然刑事訴訟法の規定する手續は卷を展べて直に知悉するを得べし

法律汎論

法學士 丸山長渡君著

著も國民たる者は職業の如何を問はず安全に國民生活を爲さんと欲せば先づ法律の大體に通曉せざるべからず然れども法律の範圍の浩汎なる専門家にあらずんば能はざるなり。本書は熊谷法學士が此目的を達せんが爲に多年研鑽の餘著はされたるものにして最も適切なるものなり故に之を讀む人は容易に法律の大體觀念に通ずるを得ると同時に其主要なる法律の精神梗概を了知せらるべし

都市經營論

法學士 矢田七太郎君著

我が國自治制を布かれてより年を経ること少しと爲さるなり然るに其發達の遲々たる慣習に價するものあり是れ豈人の之が研究を忘るに因るなきを得ん乎矢田法學士多年思ひ此研鑽に潜め而して今著あり其説所を見るに序次整然説明親切或は範を歐米に取り或は缺點を現制の中に搜り能く都市經營に就ての要項を説き盡して餘溢なし就中都市改良に關する所最も見るべきとなす自治制の下に生れて其善政に治せんと欲する士は必ず一本を欠く可からず一讀を怠るべからず

行政裁判法論

法學士 小林魁郎君著

法學士工藤重義君議院法に精通するを以て名あり而して職を衆議院に奉ること多年其運用に於て得る所少しとせず今其得た行政訴訟行政裁判制度の確定は法治國主義の實行にして現時國家の目的なりといふも過言に非ず我國亦法制上治國の觀念は現實の制度となり行政の區域に於て私法と同じく臣民が自立自存の權能を主張するを得るに至れり著者茲に見る所あり行政裁判を關する學理を闡明して本書を公にす

議院法提要

法學士 工藤重義君著

法學士工藤重義君議院法に精通するを以て名あり而して職を衆議院に奉ること多年其運用に於て得る所少しとせず今其得た行政訴訟行政裁判制度の確定は法治國主義の實行にして現時國家の目的なりといふも過言に非ず我國亦法制上治國の觀念は現實の制度となり行政の區域に於て私法と同じく臣民が自立自存の權能を主張するを得るに至れり著者茲に見る所あり行政裁判を關する學理を闡明して本書を公にす

法律汎論

法學士 熊谷直太君著

著も國民たる者は職業の如何を問はず安全に國民生活を爲さんと欲せば先づ法律の大體に通曉せざるべからず然れども法律の範圍の浩汎なる専門家にあらずんば能はざるなり。本書は熊谷法學士が此目的を達せんが爲に多年研鑽の餘著はされたるものにして最も適切なるものなり故に之を讀む人は容易に法律の大體觀念に通ずるを得ると同時に其主要なる法律の精神梗概を了知せらるべし

獨逸法

法學士
宮内國太郎君著

れぞ獨逸を以て白眉
とせず、乃ち獨逸去

馬す、我邦の法制、範を立

英
米
法

法學士
永井亨君著

民法債權編釋義

九尾昌雄君著
法學士

其法境の廣きを以てするも、儻に羅馬法系に對峙するに至る、而して其勢力の本邦内に流入せるもの亦少しとせず、然るに此法系に在ては、古來判例相集りて不文の慣習法を形成し、法典の編制あらざるを以てや、入り難く、知り易からずとせり、永井法學士、之を概して此著あり、説く所簡単なるも、能く其精髄を發揮して餘蕴なく、言ふ所深奥なるも、文を行るや平易、未だ即ち英米二法の梗概を知る事を得る時勢の要求書なり。

本書は著者が我國現行の會計法に付て親切に解説を下せしものにして會計法會計規則より幾多の勅令省令訓令をも引用參照したれば我制度の趣旨は一目瞭然に理解することを得べし一般の官吏公吏は勿論苟くも財世に志ある人士は必らず一讀せざるべからず

法中吾人に最も緊切なるものを親族

民法中吾人に最も緊切なるものを親族編及相續編と爲す、蓋し前者は吾人生前の身分及親族關係を規定し後者は吾人死後の財産の處分を規定す而して本書の説明や簡淨明晰法律の眞意と立法の精神とは兩々發揮せられて紙上に躍如たり

商法汎論

添田敬一郎君著

明快な解説の一言六文

宋
欽
通
鑑

理學士 奥村英夫君著

本書第一編に於て保険歴史の大要を略説し第二編に於て保険普通本體を説明し第三編に於て保険技術論を説述し卷末に於て保険行爲の中に付き諸般の關係を定むる慣習法發生するを以て國家制定の法令と相須て其活動を規定す著者久しく海外に在り保険事業を研究し歸來明亮なる解決を下して保険組織を啓發の事業に應用して一面の進歩發達を計る必須條件なれば實業

經濟學史 小川市太郎君著

國商法は海上保險に關する規定極めて
生ずる一切の事項を網羅する能は
業家迷ひ人をして望洋の嘆あらしも
秋野氏之を概して此著あり説く所終
へて解くるの惑あるは素養深きもの
商法は好簡の羅針盤を得たりと謂ふ

て尠きが故に海上の危險
すして疑義百出學者惑ひ
るは深く感むべき事とな
理整然難解の疑義も刃を
にあらざれば能はざる所
べし乃ち之を江湖に薦む
法學士 池袋秀太郎君著

經濟學史

小川市太良君著

法制經濟概論

法學士
大原彌一郎君著

財世學

法學士
篠川潔君著

由來法律經濟の學は獨り専門家の修るべきものとして一般國民の念頭に置く事甚だ輕きも世運の進歩は愈々法律關係の繁きを加ふこれ法治國民の大に注意を要せざるべからざる所なり是を以て文部省は曩きに中學校に法制經濟の兩科を加へ以て國民普通知識の一端となす本書は即ち是れが趣旨に従ひ勉めて簡單通俗を旨とし我國に於ける法律制度及び經濟思想を説明したる刻下必讀の要書たり

經濟政策概論

法學士
守屋源次郎君著

金
融
論

佐々木祐太郎君著

最新統計學

法學士
夏秋龜一君著

第一編 金融の原理

○總論 ○國庫金の收支、國庫の組織、公債、租稅 ○國際貸借關係（貿易關係以外の原因による國際貸借關係、國際貿易に因る國際貸借關係） ○經濟諸機關資金の需給 ○貨物の生產並聚散上に要する資金 ○支拂期 ○通貨の増減 ○地價及有價證券相場の騰落

第二編 金融に附隨の現象

○正貨の出入 ○有價證券相場の騰落 ○恐慌 ○銀行の破綻

第三編 金融の機關

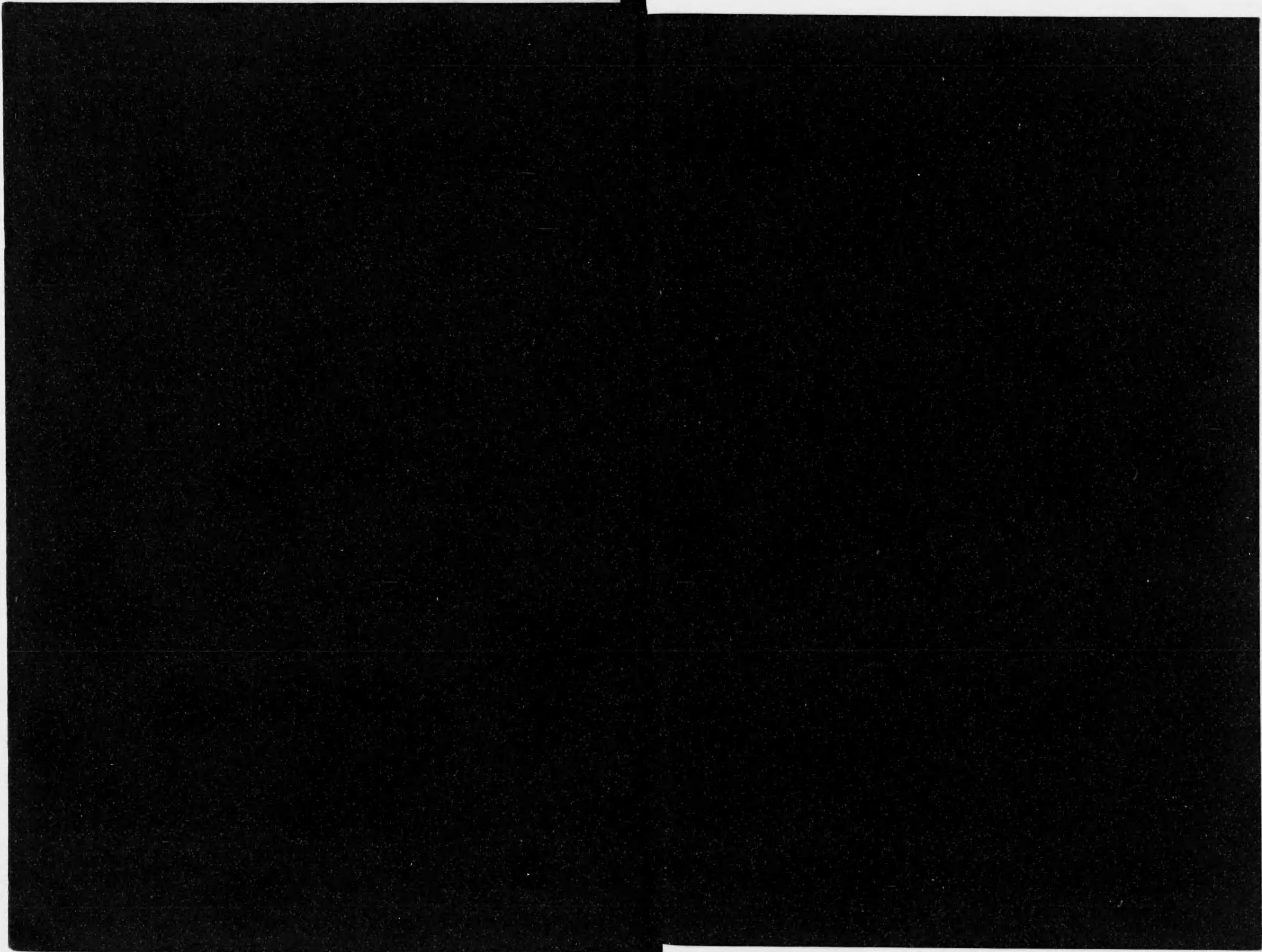
○銀行 ○手形仲買人及「ヂスカウント、ハウス」（總論、手形仲買人及「ヂスカウント、ハウス」の資金、其資金の使用並に準備金外一項） ○信託會社 ○手形交換所（交換所の性質並に其沿革） ○金融便益、萬國手形交換所、我國に於ける交換所の沿革

第四編 救濟聯盟

○貨幣（硬貨、紙幣外一項） ○手形 ○小切手（四項）

第五編 明治二十三年以降我國に於ける金融概見

第六編 金融の手段



終